

公立大学法人福岡県立大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成 27 年 4 月 1 日

公立大学法人福岡県立大学

公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の関係法令、配分機関が定める補助金に係る交付要綱等、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」及び本学の関係規程等を遵守するとともに、以下の基本方針を定めて、公的研究費の不正使用の防止に努めます。

- 1 責任体制の明確化
不正使用防止対策に関する学内の責任体制を明確にする。
- 2 ルールの明確化
公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「使用ルール」という。）を明確にし、統一化して、公的研究費の運営・管理に関与する全ての構成員に周知する。
- 3 職務権限の明確化
公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。
- 4 関係者の意識向上
公的研究費の適正な使用に関する行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施及び関係者に誓約書の提出を求める等により、公的研究費の運営・管理に関与する全ての構成員の意識向上を図る。
- 5 不正防止計画の策定・実施
不正を生じさせる要因の把握に努めるとともに、その要因に対応した具体的な不正防止計画を策定、実施する。
- 6 公的研究費の適正な運営・管理
適正な予算執行が行われるよう、実効的に機能するチェックシステムを整備し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
- 7 情報の共有化
公的研究費の使用ルール等が構成員間で適切に情報共有・共通理解される体制を構築するとともに、ホームページ等を通じて学内外に周知する。
- 8 監査体制等の整備
モニタリング及び監査のための体制を整備するとともに、不正の防止や早期発見を目的とするモニタリングを着実に実施する。また、会計関係規程及び不正防止関係規則等に則して諸手続きが適正に行われていることを確認する監査を実施する。